

加古川市多面的機能支払交付金交付要綱

令和6年3月26日産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農地、農道、水路、ため池等の地域資源及び農村環境の保全を図る活動を行う組織（以下、「活動組織」という。）に対し、予算の範囲内において多面的機能支払交付金（以下、「交付金」という。）を交付することについて、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長。以下「実施要領」という。）、多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知。）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年12月1日規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、交付金とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 農地維持支払交付金
- (2) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- (3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

2 この要綱において、農地維持活動とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

3 この要綱において、資源向上活動とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動
- (2) 施設の長寿命化のための活動

(交付対象者等)

第3条 交付金の交付の対象となる者等は、別表1のとおりとする。

(交付単価)

第4条 交付金の交付単価上限額は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする活動組織は、多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定額の変更)

第6条 活動組織は、規則第7条により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第2号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金等確定通知書の省略）

第7条 市長は、規則第15条の規定により確定した交付金の額が交付決定額と同額であるときは、補助金等確定通知書を省略することができる。

（交付金請求）

第8条 活動組織は、規則第17条の規定により交付金の交付を受けようとするときは、速やかに多面的機能支払交付金請求書兼口座振替依頼書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日又は実施要綱が廃止若しくは失効となった日のいずれか早い日にその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和8年8月10日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

交付金名	交付対象者	交付対象活動	交付対象地
農地維持支払交付金	・ 農家のみで構成される活動組織又は資源向上活動を実施する活動組織 ・ 農家及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織	農地維持活動	・ 農業振興地域内の農用地 ・ 農業振興地域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く）	農家及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織	資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動を除く活動	
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動）	農地維持支払交付金と同様の活動組織	資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動	

別表 2（第 4 条関係）

交付金名	交付単価上限額	交付単価の減額
農地維持支払交付金	田 3,000 円／10a 畑 2,000 円／10a 草地 250 円／10a	県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く） 【基本単価】	田 2,400 円／10a 畑 1,440 円／10a 草地 240 円／10a	・ 継続期間 5 年以上の活動組織及び資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動を行う活動組織は、交付単価に 3/4 を乗じた単価を適用する。 ・ 実施要領別記 1-2 第 4 の 2(3)に規定された多面的機能の増進を図る活動を実施しない活動組織は、交付単価に 5/6 を乗じた単価を適用する。 ・ 県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く） 【加算単価】 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	田 400 円／10a 畑 240 円／10a 草地 40 円／10a	・ 継続期間 5 年以上の活動組織及び資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動を行う活動組織は、交付単価に 3/4 を乗じた単価を適用する。 ・ 県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。

資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く） 【加算単価】 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援	田 400 円／10a	・継続期間 5 年以上の活動組織及び資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動を行う活動組織は、交付単価に 3/4 を乗じた単価を適用する。 ・県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動を除く） 【加算単価】 組織の体制強化に対する支援	40 万円／組織	・県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。
資源向上支払交付金 （施設の長寿命化のための活動）	田 4,400 円／10a 畑 2,000 円／10a 草地 400 円／10a	・県内の補助金再配分等による変更単価を適用する。 ・工事において直営施工を実施しない活動組織は、交付単価に 5/6 を乗じた単価を適用する。